

第 21 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1 中津 正三		15 桐山 文子
	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎		
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（3名）

2 佐竹 静	8 清水 峰幸	13 田部 恵

その他の出席者（5名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 5 1 号 最適化活動の目標設定について

議案第 6 5 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 5 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 1 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第21回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、7番 柳瀬委員、15番 桐山委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第651号 最適化活動の目標設定について、を議題に供します。
事務局説明願います。

事務局

議案第651号、最適化活動の目標設定について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、別に配布しております、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされたものでございます。

1ページは、令和7年4月1日現在の農業委員会の状況が記載されております。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員、推進委員の人数を記載しております。

2 農家・農地等の概要につきましては、農林水産省のHP、農林業センサスから、数値を記載しております。

2ページをご覧ください。

1 最適化活動の成果目標から簡単に説明させていただきます。

(1) 農地の集積についてですが、②の目標をご覧ください。

今年度の新規集積面積としまして、

令和12年度末時点の集積率78パーセント目標につきましては、大垣市が策定している、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、目標年度、集積率を一致させております。今年度についての新規集積面積の目標値については、5haを目標に掲げております。

(2) 遊休農地の解消ですが、②の目標イをご覧ください。

令和6年度に、新規に発生した遊休農地3.7haの解消を重点的に目的として掲げております。

3 ページをご覧ください。

(3) 新規参入者の促進についてですが、②の目標をご覧ください。

新規参入者への貸付に関する面積として、令和4年度から令和6年度における、農地の権利移動があった面積の平均7.0haの1割、0.7haを目標に掲げております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標について簡単に説明させていただきます。

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、昨年度の実績を踏まえ、1人当たりの活動日数について、月当たり10日を目標としております。
- (2) 活動強化月間の設定目標につきましては、4月、5月を目標地図見直しに係る情報収集を行うための強化月間とし、更に、例年同様、7月及び11月を主に新規遊休農地発生防止として、農地パトロールの強化月間、最後1月を、目標地図に位置付けした農地を転用する場合等に地域計画をあらかじめ変更する必要があることから、強化月間に加え、計5ヶ月を活動強化月間として、位置付けております。
- (3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、5月にOKBふれあい会館で開催される「ぎふアグリチャレンジフェア」に、農業委員と推進委員の2名の参加を目標としております。

本日、ご承認いただけたら、当計画を岐阜県に提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第652号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第652号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、畑、145㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、1,331㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、1,006㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、2,365㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、756㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせてい

たきます。

議案第653号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第653号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、767㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

2番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、334㎡で、土木建設業資材置場でございます。農地の区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に存する農地であり、第1種農地と判断します。

許可区分は、「既存施設の拡張に係る転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 2番の件ですが、既に土木建設業資材置場として使用されているのですか。

事務局 こちらの案件につきましては、許可区分が既存施設の拡張でありますから、隣接地について既に当該目的で使用されています。
今回は、拡張部分でございます。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定

してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第21号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第21号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

- 1番、田、3筆合わせて、212.75㎡で、一般個人住宅でございます。
- 2番、田、204㎡で、貸駐車場でございます。
- 3番、田、1,568㎡で、貸駐車場でございます。
- 4番、田、547㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、15件申請されています。

- 5番、所有権移転によります、田、489㎡で、一般個人住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、畑、447㎡で、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。
- 7番、所有権移転によります、田、551㎡で、分譲住宅でございます。

3ページをお願いします。

- 8番、所有権移転によります、田、942㎡で、長屋住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、989㎡で、障がい者施設でございます。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、134㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、292㎡で、分譲住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、宅地（現況：畑）、2筆合わせて、229.88㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、748㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、831㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、田、662㎡で、機械工具販売業車庫でございます。

16番、所有権移転によります、畑、242㎡で、一般個人住宅でございます。

17番、使用貸借権によります、田、1,102㎡のうち、498㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、賃貸借権によります、畑、128㎡で、地下管路中継基地でございます。

19番、所有権移転によります、田、2,019㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

5ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、8件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま

したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

20番、田、畑、14筆合わせて、16,624㎡でございます。

21番、田、4筆合わせて、2,762㎡でございます。

22番、畑、田、5筆合わせて、1,143㎡でございます。

23番、畑、6筆合わせて、2,604㎡でございます。

6ページをお願いします。

24番、田、畑、8筆合わせて、4,771㎡でございます。

25番、畑、945㎡でございます。

26番、畑、4筆合わせて、1,067㎡のうち、651㎡でございます。

27番、畑、2筆合わせて、1,086㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時19分閉会